西会津町オープンデータの推進に関する基本方針

令和3年 5月 27日

本方針は、国が策定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」、「電子行政オープンデータ 戦略」、「官民データ活用推進基本法」等、さらに「西会津町デジタル戦略」を踏まえ、西 会津町(以下「町」という。)が保有するデータをオープンデータとして公開し、デ ータの活用を推進していくための基本的な方針を示すものである。

1. オープンデータ推進の目的

(1) 官民協働による地域課題の解決 町が保有するデータを町民、企業、大学等が共有することにより、官民協働で の地域課題の解決を図る。

(2) 地域経済の活性化

データを二次利用しやすい機械判読可能な形で提供することにより、新たなサービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等を促進し、地域経済の活性化を図る。

(3) 行政における業務の高度化・効率化 データの活用により得られた情報を根拠として、政策等の企画及び立案を行うことで、効果的かつ効率的な行政を推進する。

(4) 行政の透明性及び信頼の向上 政策立案等に用いられた公共データ等を公開することで、行政の透明性の向上 を図る。

2. オープンデータの対象とする分野と範囲

(1) 重点分野

以下に掲げる分野については、積極的にオープンデータとして公開を推進する。 ア 国が重点分野としている統計情報、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報

イ 町民等からの情報公開請求や問合せが多い情報

(2) 公開対象範囲

原則として町が保有し、公開を前提とするデータは積極的に公開する。ただ し、以下のデータは除く。 ア 西会津町情報公開条例第6条で定める情報が含まれるデータ

イ 二次利用が制限されているデータ

ウ その他、公開に適さないデータ

3. オープンデータ推進のための基本原則

(1)機械判読に適したデータ形式での公開

特定のアプリケーションに依存しないデータ形式(CSV等)で公開する。ただし、機械判読が難しいデータ形式であっても公開可能である場合は公開し、順次、機械判読が容易なデータ形式に変換する。

(2) 二次利用が可能な利用ルール

町が保有するデータをオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス※1の表示により二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは原則として自由度の高い「CC-BY※2」を選択する。

(3) 二次利用による損害の免責

公開したデータの二次利用により第三者が損害を被った場合、町はその責めを 一切負わない旨を記載した利用規約を掲示する。

(4) 第三者の著作権等を有する情報を含むデータの取り扱い

町が保有するデータには、外部委託した業務の成果物や町民、企業等から提供されたデータもあるため、第三者が著作権その他の権利を有しているデータについては、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るように、事前に調整を行うものとする。

4. オープンデータ推進のための体制及び運用方法

オープンデータは全庁的な体制によって推進するものとし、次により運用する。

(1) 可能なものから着手

取組可能なデータから速やかに着手して実績を蓄積し、継続的に対象の拡大に 努める。

(2) データ管理

データの作成、公開、更新、削除はデータの所管課が行い、その管理を企画情報課が行うこととし、変更や修正があった場合は速やかに更新を行うものとする。なお、データについての著作権の権利関係及び非公開情報の有無については、各所管課で確認を行う。

(3) 要望への速やかな対応

町民等からデータの新規利用や使い勝手の改善の要望等が寄せられた場合は、 対象データの所管課において、本方針に基づき、可能な限りオープンデータとし て公開するものとする。

(4) 補足情報の提供

オープンデータの公開に当たっては、当該データの所管課名や更新日等の補足 情報を可能な限り提供する。

(5) 非公開データの取扱い

町民、企業、大学等から、公開していないデータについて公開を求められたときには、当該データを所管する課において、当該データの保有の有無及び提供可能かを判断し、対応を決定する。

5. 本方針の改訂

本方針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改訂していくものとする。

※1 国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する、著作物の配布を 許可するためのライセンスの一つ。作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作 品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのライセンスのこと。

※2 原作者の氏名、作品タイトルなどを表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのこと。